

社会福祉法人白梅保育園 一時預かり事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、保護者の就労形態の多様化、疾病等による緊急の保育、育児に伴う心理的及び肉体的負担解消等に対応するための一時預かり事業（以下「事業」という。）を実施することにより、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 非定型的保育サービス事業 保護者又は他の同一世帯家族の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育サービス
- (2) 緊急保育サービス事業 保護者又は他の同一世帯家族の疾病、入院等により、緊急又は一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス
- (3) 私的理由による保育サービス事業 保護者又は同一世帯家族の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するための保育サービス

(事業の実施場所)

第3条 事業の実施場所は白梅保育園とする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 心身虚弱で集団保育に堪えない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当園が不適當と認めた者

(事業の実施状況)

第5条 事業を担当する職員として、保育士を配置するものとする。

- 2 事業は、保育所において入所児童と交流しながら行うことを原則とする。

(利用人員)

第6条 利用人員は定員3名までとする。

(利用期間)

第7条 事業の利用日数は、1月につき14日を上限とする。ただし当園が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(利用時間)

第8条 事業の利用時間は、9:00から17:00までの間とする。ただし、やむを得ない事情があり、当園が認めた場合はこれを超えて利用することができる。

(休業日)

第9条 日曜日、祝日(国民の休日)は、この事業の休業日とする。

(利用手続)

第10条 事業を利用しようとする児童の保護者(以下「申請者」という。)は、希望日の1週間前までに一時預かり事業利用申請書を園に提出しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 当園は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、一時預かり事業利用決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更事項の届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨の届出を当園にしなければならない。

(1) 一時預かりの利用を決定期間途中で中断するとき。

(2) 児童に疾病その他事故が生じたとき。

2 前項の届出は、口頭で行っても差し支えないものとする。

(費用の負担)

第12条 利用者は、事業の実施に伴う経費の一部として別表に定める額を負担するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 2 条関係）

項目	区分等	利用者負担額
半日	3 歳未満児クラス	1,000 円
	3 歳以上児クラス	900 円
半日の延長料金	1 時間毎（2 時間を限度）	250 円
1 日	3 歳未満児クラス	2,000 円
	3 歳以上児クラス	1,800 円
規定時間外の利用	9:00～17:00 を超えて利用したとき 1 時間毎	300 円
給食、おやつ代	3 歳未満児クラス（ミルクは持参）	300 円
	3 歳以上児クラス	200 円

備考 半日とは、4 時間以内の保育とする。

1 日とは、9 : 00～17 : 00 の間の 6 時間を超えて保育した場合をいう。